

令和6年度 吉富町交流マルシェ実施業務委託特記仕様書

1. 業務名

令和6年度 吉富町交流マルシェ実施業務委託

2. 適用

吉富町（以下「発注者」という。）が発注する、吉富町のにぎわいの創出、住民と事業者の交流の場、事業者間のネットワーク構築や新規創業者の掘り起こしなどにつながる地方創生事業の一環として実施する令和6年度吉富町交流マルシェ事業（以下「本事業」という。）に適用するものとし、受託者（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を定めるものである。

3. 吉富町地方創生事業全体の目的

- (1) JR 吉富駅前、吉富漁港、山国川河川敷など、場所やイベント企画に応じて、複合的要素での展開を行い「交流マルシェ」を継続発展させ、更なる誘客・町の取り組み PR・創業者の掘り起こし及びネットワーク構築の場を構築する。
- (2) 上記の事業について、「まちづくり会社」と連携しながら事業に取り組み、事業を継続させていくため、地域循環を高め、名実ともにコンパクトシティを実現させた持続可能なまちづくりを目指す。

4. 業務項目

- ・町内各所における交流マルシェ企画運營業務

5. 内容

交流マルシェ開催企画・設計・運営に関して、本業務受託決定後、まちづくり会社「(株) ツクローネ吉富」と受注者は、共同事業体となり連携して取り組むこと。

【町内各所における交流マルシェ企画運營業務】

- ・町のにぎわいづくりや住民参加型のイベント企画設計・運営とし、町内外の事業者・創業希望者による「交流マルシェ」を行う。
- ・町内各所の特色やイベントテーマに沿って継続できるよう、交流マルシェの規模、出店数、催し物、魅力ある出店者の獲得方法等について、本事業の目的を踏まえて実施すること。
- ・交流マルシェは、JR 吉富駅前において、他市町と合同開催のハロウィンイベント企画運營業務を1回、山国川河川敷において、町が取り組む「SDGs」・「ワンヘルス」・「こどもまんなか」などをテーマとし、住民参加型のイベント企画運營業務を2回実施すること。

- ・交流マルシェプロモーション（出店者募集・イベント告知用）のための広報資材は以下のとおりとする。なお、掲示・配布作業は受注者において行うこととする。

- ①ポスター（カラーA2版） 100枚以上
- ②チラシ（カラーA4版 片面） 5,000枚以上
- ③ホームページ掲載原稿各1式（写真、イラスト等含む）
- ④SNS等を活用した広報（Instagram：よしとみイイコト通信）

- ・マルシェ開催に必要な備品については、下記のとおり保有しているが、その他有益な導入提案があれば行うこと。

テント（20張、3m×3m）、テント固定用おもり（80個）、陳列什器（20セット、木製組立式）、風除け用側面ビニール幕（10枚、3m×1.5m）、音響セット（スピーカー、マイクセット（スピーカー、マイク、PA）、ミストシャワー（5台）、流し台（1台）、横幕（二間分×16枚）、案内看板14枚、LEDストリングライト（17本、15m）、L字型スタンド（15本）

<令和6年度業務委託予定項目>

- ・交流マルシェ開催企画・設計・運営
- ・広報資材の作成（出店者募集・イベント告知用）、配布、周知活動
- ・出店者募集、開拓、リスト拡充

6. 委託期間

契約の日の翌日から令和7年3月28日（金）まで

7. 業務場所ブッキング

吉富町

8. 成果報告書の提出

- (1) 報告書（印刷製本、A4版） 2部
- (2) 報告書のデータを収めた電子データ一式（CD-R 又は DVD-R） 1部

9. 業務の進め方

- (1) 受注者は、業務に先立ち実施スケジュール等を作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。
- (3) 受注者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することと

し、その実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、月2回の定例会に加え、必要に応じて打合せを行うこと。打合せ後は記録簿を作成し、相互に確認すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と協議を行い処理すること。

10. その他

(1) 受注者は、関係法令及び条例を遵守し、個人情報及び発注者並びに関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。

(2) 受注者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

(3) 受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。

(4) 受注者が業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。